

健 康 増 進 法 (抜 粹)

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進的重要性が著しく増大していることからがんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関する基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るために措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

中 路

(生活習慣病の発生の状況の把握)

第十六条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病（以下単に「生活習慣病」という。）との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。

[解説]

国民の健康の増進のための施策を企画・立案するに当たっては、施策の有効性に関する調査研究を通じた科学的根拠の蓄積が重要である。そのためには、種々の調査で把握された食事の状況や健康診査の受診状況等との相関関係を分析するため、生活習慣病の発生率を把握することが有効である。

このため、国及び地方公共団体に対し、生活習慣病の発生状況の把握に努める努力義務を課すものである。「政令で定める生活習慣病」として、がん及び循環器病が定められており、具体的な把握方法は、疾病登録事業（がん登録事業、脳卒中登録事業）である。がん登録事業は、平成十五年五月現在、三二二道府県市で実施されている。

[参考]

○健康増進法施行令

(発生の状況の把握を行う生活習慣病)

第二条 法第十六条の政令で定める生活習慣病は、がん及び循環器病とする。